杉田内閣官房副長官指示

- 1. 内閣府(原子力災害対策担当室)は、原子力防災に係る地域 の防災計画の具体化・充実のための検討・調整を行うワーキ ングチームを、地域毎に設置すること。
- 2. 関係省庁は、ワーキングチームからの求めに応じて担当者を ワーキングチームに出席させるなどし、所掌に係る地域の課 題解決や関係者間の調整のための支援を行うこと。
- 3. 例えば、自治体だけでは調整が難しく、国の関与が期待されている、①要援護者の避難先確保の仕組み構築、②搬送車両等の避難手段確保の仕組み構築については、厚生労働省、国土交通省、警察庁、防衛省、総務省(消防庁)が積極的に対応する等、関係省庁を挙げて支援を行うこと。
- 4. 内閣府(原子力災害対策担当室)は、関係する道府県・市町村の地域防災計画の策定状況を把握するとともに、原子力防災会議幹事会の場を活用する等関係省庁と協力し、その内容が防災基本計画及び原子力災害対策指針に沿っていることを確認すること。

以上